

## 国際関連情報 Report from CMAC and GPF

# CMAC-GPF 合同会議 (2021年6月) 出席報告

SMBC日興証券(株) 株式調査部 シニアアナリスト  
 公益社団法人日本証券アナリスト協会認定アナリスト/公認会計士  
 財務会計基準機構 基準諮問会議委員  
 企業会計基準委員会 IFRS適用課題対応専門委員会等の専門委員  
 IFRS財団 資本市場諮問委員会委員

おおたき こうえい  
**大瀧 晃栄**

## I. はじめに

2021年6月10日及び11日、国際会計基準審議会(IASB)の資本市場諮問委員会(Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。)と世界作成者フォーラム(Global Preparers Forum、以下「GPF」という。)の合同会議が開催された。CMACは財務諸表利用者、GPFは財務諸表作成者の代表者からなる会議で、合同開催は利用者及び作成者双方の立場から、会計基準に関する専門的かつテクニカルな論点について、IASBに対して定期的にインプットすることを目的としている。例年であればCMAC、GPFともに年3回ロンドンで開催され、そのうち1回(6月)はCMAC-GPFの合同開催となる。本年は、昨年に引き続き各国のコロナ禍の状況を踏まえ、参加者全員がビデオ若しくは電話による参加となった。

日本からは、(株)リクルートホールディングス執行役員(財務・経理・税務担当)谷口岩昭氏、富士通(株)経理部財務企画部シニアマネージャー坂口和宏氏及び筆者の3名が参加した。なお、坂口氏はGPF委員として初めての参加となった。2021年6月開催の

CMAC-GPF合同会議の議題は、図表1のとおりである。

今回の合同会議では、3つの議題について、IASBスタッフによる論点解説と質疑20分、分科会55分、そして分科会報告35分の形式で行われた。分科会では、CMAC及びGPFのメンバーから構成される3つ若しくは4つのグループに分かれ、活発な議論が行われた。

## II. 2021年6月開催CMAC-GPF 合同会議の議事概要

### 1. 情報要請「第3次アジェンダ協議」

#### 【背景と主な論点】

IASBは2021年3月に情報要請「第3次アジェンダ協議」を公表した。当該情報要請は、IASBが2022年から2026年の5年間の作業計画を決定する際に役立てることを目的としている。質問事項は、①IASBの活動の戦略的方向性及びバランス、②今後の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を決定するための判断基準、③今後の作業計画に追加される可能性のある財務報告書上の論点の3つである。現在進行中のプロジェクトである「基本財務諸表」や「のれんと減損」並びに適用後レビュー後の対応となるため、対応能力を

図表1 2021年6月10日及び11日開催 CMAC-GPF 議事一覧<sup>1</sup>

| 番号           | 時間(GMT)     | 議 事   |
|--------------|-------------|---|
| 6月10日 (Day1) |             |   |
| 1            | 11:00-11:15 | 新任メンバーの紹介等  |
| 2            | 11:15-13:15 | 情報要請「第3次アジェンダ協議」  |
| 3            | 13:25-15:25 | 公開草案「IFRS 基準における開示要求―試験的アプローチ」  |
| 6月11日 (Day2) |             |   |
| 4            | 11:00-13:00 | 公開草案「IFRS 実務記述書『経営者による説明』」  |
| 5            | 13:10-14:10 | IASB Update   |
| 6            | 14:10-14:45 | Optional update session (ISSB : International Sustainability Standards Board) |

(出所) IASB より筆者作成

考慮すると追加できるプロジェクトは、大規模で2つから3つ、中規模で4つから5つ、小規模で7つから8つと想定されている。なお、コメント期限は2021年9月27日までである。

#### 【CMAC-GPF 合同会議における議論】

IASB スタッフより当該情報要請の概要説明があり、その後4つのグループに分かれ、3つの質問事項について議論がなされた。

①IASBの活動の戦略的方向性及びバランスについては、一部のCMAC及びGPFメンバーからは、現行基準はうまく機能していることを理由に、主要な基準改正や適用後レビューに焦点をあてる必要性は乏しいとの意見があった。それに対して、他のCMACメンバーからは財務情報の有用性が高まるのであれば、基準改正をすべきであるとの意見があった。また、CMAC及びGPFメンバーからは基準の維持と一貫した適用にもっと焦点をあてるべきとの意見や投資家に対する教育的資料をもっと提供したほうがよいとの意見もあった。

谷口氏及び筆者は、将来の経済環境の変革を

見据え、長期プロジェクトに注力すべきであるとコメントした。その他、財務情報へのアクセスを容易にするためのデジタル報告に注力すべきとの意見もあった。

②今後の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を決定するための判断基準については、CMAC及びGPFメンバーはIASBが提案した基準に概ね同意した。しかし、メンバーからは導入コストを上回るメリットの確認が必要であるとの意見や、狭い範囲の修正よりも主要な問題に焦点をあてるべきとの意見があった。さらに、潜在的プロジェクトの複雑性、実行可能性や対応能力を考慮することは、長期プロジェクトに対するバイアスとなり得るが、作業計画への長期プロジェクトの追加をやめるべきではないとの提案もあった。

坂口氏は、優先順位を決定するための判断基準について、客観性や中立性をもって運用することが重要である旨を述べ、特に「重要度」や「広がり」のようにより多くの判断を伴うと考えられる基準については、その判断プロセスの透明性を確保すべきであるとコメントした。

1 2021年6月10日及び11日開催のCMAC-GPF合同会議にて使用された資料及び議論の様子は、以下で閲覧、視聴が可能である。

<https://www.ifrs.org/groups/capital-markets-advisory-committee/#meetings>

③今後の作業計画に追加される可能性のある財務報告書上の論点については、CMAC 及び GPF メンバーから優先度の高い項目について多様な意見が聞かれた。その中でも比較的多かった項目は、キャッシュフロー計算書と無形資産であった。キャッシュフロー計算書については、基準の包括的な見直しの他、フリーキャッシュフロー等の定義の明確化や他の財務諸表との調整に関する開示拡充等の意見があった。無形資産については、自己創設無形資産の認識や測定を含む、基準の包括的な見直しを求める意見がある一方で、複雑性と実行可能性の観点から慎重に検討を進めるべきとの意見もあった。

谷口氏は今後のデジタル技術の進展を踏まえた無形資産の基準開発や Covid-19 に関連した政府補助金について言及し、筆者は暗号資産を含めた無形資産や日本基準との差であるその他包括利益のノンリサイクリング処理の見直しについて言及した。

その他意見としては、事業セグメントについて資本利益率を分析できるような開示拡充を提案する意見、税効果会計におけるバランスシートアプローチを懸念する意見、暗号通貨や非継続事業の優先度が高いとする意見、そして基本財務諸表プロジェクトの重要性を強調する意見も聞かれた。気候関連リスクや中間財務諸表については、積極的な意見と慎重な意見の両方があった。

### 【次のステップ】

IASB は、情報要請に対するフィードバックを検討する際に、メンバーからのコメントを考慮する。

## 2. 公開草案「IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ」

### 【背景と主な論点】

IASB は 2021 年 3 月に公開草案「IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ」(IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案) を公表した。本公開草案の目的は、IASB が今後 IFRS 基準の開示要求を開発及び文案を作成するにあたって、IASB 自身が従うガイダンス案、並びに当該ガイダンス案を IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」に適用した場合の開示内容の修正案について、フィードバックを求めることである。コメント期限は 2021 年 10 月 21 日までである。

現行の開示については、要求事項が多すぎるため、チェックリストのように用いられており、目的適合性のある重要な情報が重要性のない情報に埋もれてしまい、財務諸表利用者に効果的に伝達できていないとの指摘がなされている。そのため、新たな試験的アプローチとして、作成者には開示目的を遵守することを求める一方で、基準は全体的な開示目的と具体的な開示目的を定め、さらにその目的を満たすための補足説明や具体的な開示項目を示すことを提案している。さらに具体的な開示項目として、最小化した強制開示項目と強制ではないが目的適合性のある項目を提供し、強制開示でない項目は経営者が開示すべきか判断することを求めている。この試験的アプローチの骨子とともに、具体的に IAS 第 19 号及び IFRS 第 13 号に当てはめた開示に関する改正案が提案されている。

### 【CMAC-GPF 合同会議における議論】

IASB スタッフより公開草案「IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ」(IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案) の概要説明があり、その後 3 つのグループに分かれて、

1つのグループはIFRS第13号について、残りの2つのグループはIAS第19号について議論がなされた。

IFRS第13号については、GPFメンバーは公正価値のレベル別開示に関する具体的な開示目的は明確であるが、提案された要求事項は金融機関に対して目的適合性であると述べた。一部のCMACメンバーは公正価値のレベル別開示よりも資産別、地域や産業別としたほうが有用であると指摘した。また、公正価値による測定の不確実性に関する具体的な開示目的については、様々な意見が聞かれた。レベル3の金融商品の測定に関しては、金融危機の際には特に懐疑的になるが、その場合には経営者と財務諸表利用者との対話が重要であるとされた。

その他、CMACメンバーからは感応度分析の有用性について様々な意見が聞かれた。GPFメンバーの一人は、規制当局が銀行に求めているストレスシナリオの開示を提案した。またCMAC及びGPFメンバーは、公正価値測定の変更の重要な理由に関する具体的な開示目的に同意した。CMACメンバーの一人は、公正価値のレベル間の移動に関する情報は特に重要であると指摘した。

IAS第19号については、CMAC及びGPFメンバーは、財務諸表で報告されている金額に関する具体的な開示目的に関して、有用な情報の提供につながるとして概ね同意した。CMACメンバーの一人から財務諸表の各項目とリンクさせることが有用であるとの提案がある一方、GPFメンバーからはそのような対応は難しいとの指摘がなされた。またCMACメンバーの一人からキャッシュフロー計算書に含まれる確定給付制度に関連する金額の開示は有用であるとの意見があった。

一部のCMAC及びGPFメンバーは、確定給付制度にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債に関する情報の有用性を述べた。また、確定

給付制度の性質やリスクに関する具合的な開示項目についても議論がなされた。GPFメンバーの一人は、企業に何を開示するか判断する機会が与えられている点を歓迎したが、監査人との対話や開示の省略による影響を考慮し、重要でない情報が開示されてしまう懸念も示した。CMACメンバーは具体的な開示目的は適切であると同意した。

財政状態計算書で報告された金額の変更理由に関する具体的な開示目的については、CMAC及びGPFメンバーは概ね同意した。また、確定給付債務に関連する測定の不確実性については、筆者を含めCMACメンバーは感応度分析の有用性を指摘した。ただし、感応度分析を強制開示項目とするかについては、CMACメンバーとGPFメンバーとの間で意見が分かれた。

CMAC及びGPFメンバーは、確定給付制度に関連する将来予想されるキャッシュフローに関する具体的な開示目的、及び新規加入者を募集していない確定給付型年金の将来支払額に関する具体的な開示目的について概ね同意した。

その他全体的な意見として、定量情報を強制開示項目とし、定性情報を強制でない開示項目とするという異なるアプローチの提案や、強制でない開示項目に関する追加的なガイダンスの必要性が指摘された。あるCMACメンバーからは、チェックリスト的な利用を避けるために強制でない開示項目の削除を提案する意見や、あるGPFメンバーからは強制でない開示項目をステークホルダーが理解するには時間がかかり、監査人との協力も必要であるとの意見があった。またCMACメンバーからは、「強制でない」ではなく「推奨」という言葉を使うことも提案された。

#### 【次のステップ】

IASBスタッフは、CMAC及びGPFメン

バーからの意見を IASB に報告する。IASB は公開草案でのフィードバックを分析する際、その意見を考慮する。

### 3. 公開草案「IFRS 実務記述書『経営者による説明』」

#### 【背景と主な論点】

IASB は 2021 年 5 月に公開草案「IFRS 実務記述書『経営者による説明』」を公表した。経営者による説明は、一般目的財務諸表を補完する報告書として、企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた要因や将来の価値創造及びキャッシュフローの生成に影響を与え得る要因について、経営者の洞察を提供するものである。本公開草案の目的は、投資者及び債権者が必要としている情報に焦点を当てた包括的な要求事項、及び経営者が当該情報を識別して明確に表示するのに役立つためのガイダンスを開発することであり、IASB は提案している目的ベースのアプローチに対するフィードバックを求めている。

#### 【CMAC-GPF 合同会議における議論】

IASB スタッフより、提案されたアプローチ及びすべての内容領域における開示目的等の概要説明があり、その後 4 つのグループに分かれて議論がなされた。

各グループにおいて CMAC メンバーに対しては、提案された開示目的が投資家と債権者の情報ニーズを適切に反映しているかについて、GPF メンバーに対しては、開示目的とそれを支える要求事項やガイダンスが、適切に情報を識別し提供するための十分な基礎を提供しているかについて意見を求められた。

投資家と債権者の情報ニーズを反映した開示目的について、CMAC 及び GPF メンバーは、目的ベースのアプローチは特定の開示要求事項を定めるよりも有用かつ企業固有の記述につな

がるだろうと歓迎した。また CMAC メンバーからは、価値創出に焦点をあてている点や財務諸表と一貫している点などを評価した意見や、競争優位性や KPI の進捗等に関する情報も重要であるとの提案がなされた。

逆に懸念される点として、戦略やリソース等の開示目的や例示が伝統的な会社を想定しており、新しい技術を持った会社の例示を含めるべきとの意見の他、開示目的を強制することの困難さや開示目的と十分な詳細開示とのつながりに疑問を呈する意見もあった。

坂口氏は、経営者による説明には非財務情報が多く含まれるため情報の性質として中立なものとなり得るのかという疑問を呈した上で、財務と非財務の境界線が不明確にならないよう慎重に検討を進めるべきであると述べた。

開示目的とそれを支える要求事項やガイダンスが適切に情報を識別して提供するための十分な基礎を提供しているかについては、GPF メンバーは提案された開示目的や重要な情報の例示に概ね同意した。GPF メンバーからは、提案された内容を評価するにはもう少し時間を要するとの意見や、商業上の機微情報の開示について懸念が示され、機微情報の開示に関するガイダンスの提供を求める提案もあった。また、経営者による説明は各国の規制等に依存し、規制が厳しい又は不明瞭の場合には、保守的な情報提供になる可能性も示唆された。

その他全体を通じて、提案された要求事項が経営者による説明に対する保証の基礎となり得るのか疑問であり、監査人に対するアウトリーチを求める意見があった。また、経営者による説明の範囲を明確にすべきとの意見もあった。さらに ESG 情報をどのように盛り込むかについて質問があり、スタッフは、公開草案で示された提案では価値創出プロセスに関連して盛り込まれることになるだろうと説明した。

### 【次のステップ】

IASBは提案を再検討する際に、メンバーからのフィードバックを考慮する。

#### 4. IASB Update

合同会議における議論の後、IASB理事による最近時のIASB活動のアップデートに関する報告が行われた。重要なトピックであるのれんと減損テストについては、ステークホルダーからのフィードバック内容について検討が進んでおり、近々、米国財務会計基準審議会(FASB)ともコンバージェンスの方向性を模索すべく議論を行うとのことである。谷口氏よりFASBとの議論のスコープについて質問したところ、買収後パフォーマンスの開示・減損テストの簡素化・のれん控除後の資本額表示が想定されるとの回答であった(のれん償却自体については議論のスコープには含まれない印象であった)。

### 【次回の会合予定】

今回のCMAC会議は2021年11月11日、GPF会議は同年11月12日に開催予定である。

## Ⅲ. おわりに

今回のCMAC-GPF合同会議では、情報要請「第3次アジェンダ協議」、公開草案「IFRS基準における開示要求一試験的アプローチ」及

び公開草案「IFRS実務記述書『経営者による説明』」を取り扱った。アジェンダ協議は、2022年から2026年の5年間の長期的な作業計画を策定するための情報要請であり、すべての関係者にとって関心の高いテーマである。筆者は、企業会計基準委員会(ASBJ)での議論の俎上にあがっている、その他包括利益(ノンリサイクリング処理)、暗号資産を含む無形資産や持分法会計について優先度の高い項目と考えている。日本の財務諸表利用者として、高品質を前提とした会計基準差の縮減を切望している。現状では、世界的にニーズが高いテーマとして無形資産等が挙げられているが、広く様々な意見が表明されており、今後の議論の動向に注目していきたい。

また、公開草案「IFRS基準における開示要求一試験的アプローチ」については、財務諸表利用者として提案の趣旨は理解できるものの、強制開示項目の削減による比較可能性の低下を懸念している。開示項目については、作成者のコストを上回るメリットのある有用性の高い項目の識別が重要であると考えている。

現在、IASBでは、基本財務諸表やのれんと減損といった日本の関係者にとって関心の高い重要なプロジェクトの審議が継続している。日本のIFRS任意適用会社が時価総額の4割以上を占めるようになり、日本の資本市場におけるIFRSの重要性が高まるなか、その改正動向に注目していきたい。